

令和5年第3回教育委員会定例会議事録

令和5年2月24日

東久留米市教育委員会

令和5年第3回教育委員会定例会

令和5年2月24日（金）午前9時31分開会

市役所7階 703会議室議題

- 第1 議案第10号 請願に対する回答について（「小学校教科書採択に関する請願」）
- 第2 議案第11号 東久留米市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について
- 第3 議案第12号 「東久留米市立小・中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」の策定について
- 第4 教育長報告1
- ①令和5年第1回市議会定例会について
 - ②「東久留米市第2次教育振興基本計画 令和5年度事業計画」の修正について
 - ③市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症への感染について
- 第5 教育委員報告
- ①小学校の研究発表会について
- 第6 教育長報告2
- ④「東久留米市教育情報セキュリティポリシー」の策定について
- ※日程第6の教育長報告2は非公開の会議で行われましたので、この議事録には掲載していません。

出席者（5人）

| | |
|------------|-----------|
| 教 育 長 | 片 柳 博 文 |
| 委 員 | 宮 下 英 雄 |
| （教育長職務代理者） | |
| 委 員 | 尾 関 謙 一 郎 |
| 委 員 | 細 田 初 雄 |
| 委 員 | 馬 場 そ わ か |

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

| | |
|-------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 小 堀 高 広 |
| 指 導 室 長 | 小 瀬 ま す み |
| 教 育 総 務 課 長 | 傳 智 則 |
| 学 務 課 長 | 田 口 純 也 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 島 崎 修 |
| 図 書 館 長 | 島 崎 律 照 |
| 主幹・統括指導主事 | 今 野 稔 恵 |

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 鳥 越 富 貴

傍聴者 3人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時31分)

- 片柳教育長 これより令和5年第3回教育委員会定例会を開会します。
委員は全員出席ですので会議は成立しています。
-

◎議事録署名委員の指名

- 片柳教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は宮下委員にお願いします。
○宮下教育委員 はい。
-

◎会議の進め方

- 片柳教育長 本日は議案の追加があります。会議の進め方と併せて説明をお願いします。
○傳教育総務課長 「議案第11号 東久留米市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」及び「議案第12号『東久留米市立小・中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン』の策定について」を追加でご審議いただき、また、教育長報告2の「東久留米市教育情報セキュリティポリシー」の策定については非公開でご説明させていただきます。
○片柳教育長 委員の皆様にお諮りします。議案第11号及び第12号を追加議案とすること、また教育長報告2は非公開での報告とするということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。
これより公開の会議に入ります。

◎傍聴の許可

- 片柳教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
○片柳教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため扉を開けて換気を行っていますが、マスクをしていただくなどの個々の対策もお取りいただきますようお願いいたします。資料につきましては、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

なお、本日は議案第11号及び第12号の追加議案があります。

また、教育長報告2は非公開での報告としますので、その際にご退席願います。

◎議事録の承認

- 片柳教育長 議事録の承認に入ります。1月26日に開催しました第1回定例会の議事録についてご確認をいただきました。訂正のご連絡はありませんでしたがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第10号、上程、説明、質疑、討論、採決

- 片柳教育長 日程第1、「議案第10号 請願に対する回答について(「小学校教科書採択に関する請願」)を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第10号は、「請願に対する回答について（「小学校教科書採択に関する請願」）です。提案理由は、市教育委員会に提出された請願について見解を示す必要があるためです。続けて、指導室及び教育総務課から補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○小瀬指導室長 指導室から説明します。請願項目は10項目あります。それについて一つ一つ、資料を用意しています。特に、検討時間、採択期日や期間、見本本の冊数については、今後発出される文部科学省からの通知等に従い、適切に対応して行きたいと思えます。可能な範囲で検討時間の確保に努めていきたいと思えます。2点目の「教科書の展示場所及び展示時間について」は見本本の冊数や展示中の管理員の確保、他のイベント等の開催による展示場所の確保等の問題から、中央図書館で展示をすることとします。展示時間については、今後、中央図書館の運営状況に合わせて時間設定をしていきます。5点目の「各学校の教員の意見について」は、採択においては各学校の教員の意見も反映されるように東久留米市教科書採択の要綱に沿って進めていきます。6点目の「採択の情報公開について」は、採択までの経過について教育委員会定例会において説明するほか、保護者や地域住民の方が傍聴できる体制を整えていきます。8点目の「市民の意見の公開」ですが、前回と同様に展示場所にていただいたご意見の全てを開示する形で進めていきます。最後の「懇談の場について」ですが、請願に対してその都度回答しており、特に、懇談の場の設置は今のところ考えていません。

7点目については教育総務課からご説明します。

○傳教育総務課長 請願項目7点目の「教科書採択に係る教育委員会審議のオンラインによる傍聴について」、ご説明します。

教科書採択を行う教育委員会の会議では60人以上が収容可能である会議室を確保しまして、また、その会議室が収容人数に達した場合にも備え、音声配信ができる別室も用意しています。これまでこの別室にも入場できなかったという事例はなく、傍聴を希望する地域住民の皆様への対応を図ってきていると考えています。

また、「オンラインで」ということですが、コロナ禍での経験も踏まえ、将来的には教育長と教育委員が審議する場としての「オンライン会議」を開催することも想定しなければならないと考えますが、それを放映することについては教育委員会の中でも十分な検討が必要であると考えているところです。

○片柳教育長 説明が終わりました。よろしければ以上で質疑を終わります。

これより、議案第10号の討論に入ります。ご発言のある委員はいらっしゃいますか。

○宮下教育委員 賛成の立場で述べさせていただきます。請願項目は10項目ありますが、それらについてはきちんと回答されていますので、これでよろしいと思えます。

ついで、私はこの回答と言いますか本議案に賛成です。なお、これまで同様な請願がたくさんありましたが、今回は特に丁寧に説明されていると、私は強く感じました。

○片柳教育長 よろしければ、以上で議案第10号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第10号 請願に対する回答について（「小学校教科書採択に関する請願」）を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって議案第10号は承認することに決しました。

◎議案第11号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第2、「議案第11号 東久留米市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第11号は、「東久留米市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」です。

提案理由は、平成4年※12月に「東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定され、「東久留米市個人情報保護条例」が廃止されたことにより、教育委員会規則を改める必要があるためです。続けて、教育総務課長から補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます（※後段で訂正あり）。

○傳教育総務課長 「議案第11号 東久留米市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」説明します。

個人情報の取扱いについては、国や地方自治体、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び民間事業者などが個別にルールを定めてきましたが、社会のデジタル化やグローバル化の進展により一体化した全国的な共通ルールが必要となったため、国は平成15年5月に個人情報保護法を制定し、17年4月に全面施行されました。その後、3回の改正を経て令和4年4月から一部施行されましたが、地方公共団体に関する部分は令和5年4月から施行となっています。

本市の状況ですが、昨年の12月議会において「個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定に伴い、旧来の「個人情報保護条例」が廃止され、関連する「個人情報保護審査会条例」及び「情報公開条例を一部改正する条例」が提出されました。法律施行条例は、これまでの個人情報保護条例による運用から国の情報の保護に関する法律に基づく運用へ移行するに当たり必要な事項を改めるため、新たに制定された条例です。

教育委員会におきましても、個人情報保護条例によって規定していた教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則を廃止し、新条例による教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則を制定することにしました。

なお、情報公開条例の改正に伴い、関連する教育委員会の情報公開事務に関する規則には影響がありません。

○片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

よろしければ以上で質疑を終わります。

○小堀教育部長 議案書にあります提案理由のうち「平成22年12月に」とあります書き出しの部分は「令和4年12月」が正しく、私の発言及び提案理由についてこの場で訂正させていただきます。後ほど議案書を差し替えさせていただきます。

○片柳教育長 資料の差替え並びに発言の訂正をさせていただきます。

これより議案第11号の討論に入ります。ご発言のある委員はいらっしゃいますか。

○宮下教育委員 討論省略。

○片柳教育長 討論省略と認めます。以上で、議案第11号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第11号 東久留米市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって議案第11号は承認することに決しました。

◎議案第12号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第3、「議案第12号『東久留米市立小・中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン』の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第12号は「『東久留米市立小・中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン』の策定について」です。提案理由は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布・施行され、小・中学校においても医療的ケア児の受入れに向けた支援体制を拡充する責務を負うことから、本市の小・中学校においても医療的ケアを確実に実施しながら安全に教育活動を行なえるよう、ガイドラインを策定する必要があるためです。

続けて、指導室長から補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○小瀬指導室長 「東久留米市立小・中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン（案）」について説明します。

近年、医療技術の進歩を背景に人工呼吸器による呼吸管理などの日常的な医療的ケアにより、通常の学校生活を送れる児童・生徒が増加するとともに、インクルーシブ教育の観点から、特別支援学校ではなく市立の小・中学校へ就学する児童・生徒が増加しています。このような中、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。令和5年2月には、本市の福祉保健部障害福祉課が「東久留米市医療的ケア受入方針」を策定し、それに基づき指導室と学務課で協議し、市立小・中学校における医療的ケア児の受入れ及び医療的ケアの実施について基本的な考え方や各関係機関の役割、事務手続などについて示したガイドラインを策定する必要があると考えました。

本日お示ししましたガイドライン（案）は、既に医療的ケア児の受け入れを開始している他の自治体で活用しているものを参照に作成し、校医でもある医師会にもご覧いただきご意見をいただいているものです。具体的には就学相談や幼稚園、保育園からの情報により医療的ケアを要する児童の入学が分かりましたら、通学する予定の学校の校長、指導室、学務課、保護者などのケース会議を開き、受入体制について検討していきます。主には主治医からの指示書をもとに、市が契約した訪問看護ステーションから派遣される看護師などが医療行為に当たります。ガイドラインには手続に必要な様式に加え、受け入れる学校で作成する緊急時の対応マニュアルなども含めています。

令和5年度は1名の対象児童がおり、既に学校でのケース会議や訪問看護ステーションと保護者との打ち合わせも進んでいます。歩行についても支援が必要ということが途中で分かり、看護師とは別に、個別に介助員も配置するなどの対応を考えているところです。

今後はガイドラインに基づき、学校、保護者、医療機関などの関係者が連携して対応することで医療的ケア児の学習の機会を確保し、健やかな成長を図るとともに、一人ひとりのニーズに応じて、一体となった支援をすることを目指していきたいと思います。

○片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

○馬場教育委員 令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布されたことにより、いよいよ令和5年には、東久留米市でも入学する子どものためにこのような体制を整えられることになりました。

これまでも、公立学校の通常学級で学校生活を送ることを熱望していた保護者はたくさん

いたと思います。私が教育委員でいる間に実現してうれしく思います。内容も本当に丁寧で、緊急時の対応も示されています。障害や病気の程度や範囲によって変わってきていますから、このとおりにいかないこともあると思いますが、訪問看護ステーションから看護師さんを派遣してくれたり、介助員が入ったりすることで、保護者も学校も本当に安心して受け入れられると思います。ガイドラインは医師会にも見ていただいたということで、さらに安心しましたし、いいものができていると思いました。

受け入れる学校は大変だと思いますが、子どもたちにとってもインクルーシブ教育は尊いものですので、その一歩として、このガイドラインができたことはとてもいいと思いました。

○片柳教育長 他にご質問等がありますか。

○宮下教育委員 12番目の「主治医による緊急の対応を取り得ない状況に備えて」のところについて伺います。このような事態が起きたときが一番困るわけです。教育委員会が休業日で学校の授業日があるときにはどのような手だてを取り、どのような連携をすればいいのか。私が校長だったらその点が困ると思いますが、いかがでしょうか。

○小瀬指導室長 医療的ケア児の医療行為は、主治医からの指示書が中心になります。その中に、緊急時においてどういったことに気をつければいいのか、あるいはどこに連絡を取ったらいいかということ、先ずは主治医からきちんと指示を仰ぐことを第一の前提にします。ただし、どうしても主治医と直接連絡が取れなかったり、あるいは主治医が直接そのお子さんを受け入れることができなかつた場合に備えて、緊急時の対応としては他の受入先を事前に学校にマニュアル化してもらい、幾つかの候補を挙げて対応を考えてもらいます。

委員が言われたように、「土曜日に学校があつて教育委員会の職員が不在」という場合もあります。指導室と学校、特に校長と直接連絡がつくように連絡先を年度当初に確認しています。今までもそういうことがあつたときには、休日であっても私や統括指導主事には連絡が入りますので、対応してきています。そういったパイプもしっかりと固めていきたいと思っています。

○宮下教育委員 分かりました。ぜひその点については十分にケアをしていただきたいと思います。

もう1点伺います。「医療的ケア実施上の手続」の3番目「医療的ケア実施までの基本的な流れ」がフローチャートで示されています。これを見ると、就学時の健康診断で校長と相談しても、結局、医療的ケアの開始が通知されるのは翌年の3月になっています。年度末の通知ではあまりにも遅いのではないかと…。これでは1年間待たなければ実際にケアできないと読み取れますが、いかがでしょうか。

○小瀬指導室長 このフローチャートは新1年生を想定して月数を入れてあります。入学の1年前に、幼稚園・保育園等の年長クラスの段階で相談が進められるようこの計画を作っています。1年かけて新しく入学する子どもへの体制と考えていますが、委員のおっしゃるように途中で転入するお子さんですとか、あるいは入学したが途中で医療的ケアが必要となるといった場合には、その場で即時対応していきたいと思っています。

○宮下教育委員 分かりました。

もう1点伺います。様式3では、17項目にも及ぶ「医療的ケア同意書」があります。この同意書の宛先が「東久留米市教育委員会」です。「確認事項について、全て同意の上、医療的ケアの実施を依頼します。」とあります。しかし、全てに同意がなされない場合はどうするのでしょうか。

この中には「保護者の付添いを設ける」「保護者が負担する」など、保護者にいろいろ負

担を求めているものがたくさんあり、その全てを保護者に同意しなさいと言っているわけですね。医療ケアが必要な子どもを抱えている保護者は他のことでも、もっと配慮しなければならないことがあると思います。そういう中において、さらにこんなことを全て同意しない限り依頼できません、ということですよ。何とかもう少し違う表現にならないのかどうか…。手元に送付されたばかりのガイドラインなのでまだ詳細には読み切れていませんが、もう少し相手側に応じたと言いますか、本当にケアが必要な保護者をもっとケアする項目にできないのか。もう少し温かみのあるものにできたらいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

- 小瀬指導室長 この同意書は予定していた看護師が来られなかったときなどにお子さんが学校に来られないということのないように、家庭と協力してやっていきたいということで作成しています。

ご意見をいただいたように、あまり厳しく保護者に突きつけるような形にならないように、対応していきます。同時に、ここに至るまでに学校と保護者と市教委との綿密な打合せが必要だと思しますので、ケース会議の実施する回数をこのガイドラインでは2回に設定してありますが、その回数にこだわらずに、よく話し合いながら進めていきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。

- 片柳教育長 よろしければ以上で質疑を終わります。これより議案第12号の討論に入ります。ご発言のある委員はいらっしゃいますか。
- 宮下教育委員 討論省略。
- 片柳教育長 討論省略と認めます。以上で、議案第12号に係る討論が終わります。

これより採決に入ります。「議案第12号『東久留米市立小・中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン』の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって議案第12号は承認することに決しました。

◎教育長報告1

- 片柳教育長 日程第4、教育長報告1に入ります。「①令和5年第1回市議会定例会について」教育部長から説明をお願いします。
- 小堀教育部長 「令和5年第1回定例会について」報告します。

本日ご用意した資料は、会期日程表、提出議案の一覧、議案第2号に係る議案書、一般質問の通告書、請願付託表となります。

本定例会の会期日程は、3月1日から27日までの27日間です。請願の審査が行われる総務文教委員会は13日に、令和4年度補正予算並びに令和5年度予算の審議が行われる予算特別委員会は16日から23日までの5日間開催されることになっています。

提出議案の一覧をご覧ください。本定例会に提出された議案は、議案第1号から議案第23号までの23議案です。教育委員会から提出している議案は、「議案第2号 物品の買入れについて」のみですが、これは12月議会で予算措置しました小学校7校分の食器洗浄機の買替えに係る仮契約が成立したことにより、議会の議決に付さなければならない財産の取得案件となるものです。

次に、一般質問です。教育委員会に係る一般質問の通告は、議長を除く20名の議員のうち13名からありました。本日は議員名と題名をお伝えします。2番の島崎議員は「教

育行政について」の「(1) 東久留米音頭の取り組みについて」「(2) 郷土芸能保存の支援について」、5番の野島議員は「教育行政について」の「(1) 中学校給食における温かい献立の提供」、6番梶井議員「教育行政について」の「(1) 登下校の防犯について」「(2) 学校運営協議会について」、7番の佐藤議員は「教育行政について」の「(1) 中学校給食について」、8番の鴨志田議員は「教育行政について」の「(1) 中学校給食について」「(2) 学校給食費の無償化について」「(3) 特別支援教育について」、10番の永田議員は「教育行政について」の「(1) 体育館へのエアコン設置について」、11番の村山議員は「教育行政について」の「(1) 教職員の体制について」、12番の青木議員は「1期目4年間の集大成」の「(5) デジタル化とリテラシー教育について」「(6) 学校用務民間委託について」「(7) 中学校給食について」、13番の間宮議員は「教育行政について」の「(1) 小学校給食の委託について」、15番の引間議員は「教育行政について」の「(1) タブレット端末を最大限活用した授業実施について」「(2) 小中学校におけるお金の教育について」、17番の高橋議員は「教育行政について」の「(1) 学習適応教室の果たす役割について」「(2) 食材費高騰に伴う学校給食への影響と支援について」、19番の三浦議員は「教育行政について」の「(1) 児童・生徒の安全対策について」「(2) 中学校給食について」、20番の阿部議員は「教育行政について」の「(1) 学校施設改修とトイレ洋式化について」など、多岐にわたる内容のご質問をいただきました。

なお、現在、各議員に対し質問内容の聞き取りを行っていますので、担当部課に変更が生じることがあります。これらの質問に対する答弁概要は次の会議にてお示しします。

続いて、請願です。教育委員会に関係するものは「5請願第1号 中学生及び保護者等を中心に中学校給食に関する実施状況の把握及び改善に向けた意見の調査を行い市民の意見を反映させることを求める請願」「5請願第2号 国に対して「学校給食への公的補助を強め、給食無償化を推進することを求める意見書」の提出を求める請願」「5請願第3号 国に対して「どの子にも行き届いた教育を保障するため、正規教職員の定数増を行い、小中学校全学年で35人以下の少人数学級を速やかに実現することを求める意見書」の提出を求める請願」「5請願第5号 小中学校の給食費無償化を求める請願」の4件です。これらの請願の審査結果につきましても、次回の会議にお示しします。

以上、雑駁ですが、議会報告とします。

○片柳教育長 説明が終わりました。何かご質問はありますか。

よろしければ、続いて「②東久留米市第2次教育振興基本計画 令和5年度事業計画」の修正について、指導室長から説明をお願いします。

○小瀬指導室長 「東久留米市第2次教育振興基本計画 令和5年度事業計画」の一部修正について説明します。

前回の教育委員会において、「第2次振興計画 令和5年度事業計画」に記載しました指標について、委員からご意見をいただきました。指標の中に「100%」と記載した箇所について、「教育課程の届出の段階で指導を徹底すればその時点で100%となる。指標として確実な実施を求めるのであれば、指標の表現を検討すべき」というご意見だったと認識しています。そこで「何々を位置づけた学校100%」という表現から、「何々を位置づけ実施した学校を100%」という表現に修正しました。また、教育課程を受理する段階で全校が実施することとし、徹底すべきことは「何々を位置づける」としました。事業計画に策定した内容について教育課程届出の段階からしっかりと学校に指導し、実施状況を確認しながら1年間見ていきたいと思えます。

- 片柳教育長 説明が終わりました。ご質問やご意見はありますか。
- 宮下教育委員 前回の教育委員会の席上で、私はかなり指標について質問し、再検討をお願いしたところです。そのことが今回の修正案の中に網羅されていると思っています。
- 学校の教育課程は1年間の全ての教育活動を編成するものですので、その教育課程に今回のような焦点化された文言が入っているのは、なかなかいい修正内容だと思います。
- 教育課程を一番の根本において、学校運営や学校の教育活動をしていかなければいけないと思いますので、重点的にキーワードとして盛り込まれたことは嬉しいことです。
- 片柳教育長 他に事務局から報告はありますか。
- 田口学務課長 学務課から市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症への感染について報告します。大変少なくなってきましたが、2月9日に開催された第2回定例会の後も引き続き小・中学校の児童・生徒が感染した事案が報告されています。
- 2月9日から一昨日の2月22日までの間では小学校において4人、中学校で2人の感染が確認されています。

◎教育委員報告

- 片柳教育長 続いて、日程第5、教育委員報告に入ります。
- この2月には既に小学校3校の研究発表会があり、来週には西中学校の研究発表会があります。教育委員の皆様にはいずれかの研究発表会に出席していただいていますので、感想やご意見などを伺いたいと思います。
- 細田教育委員 2月10日の大雪の中でしたが、他の委員と一緒に第五小学校の研究発表会に出席しました。研究主題は「問題解決の力を生む授業、理科の見方、考え方を働かせて」でした。3年生は音の響き、4年生は閉じ込めた空気や水、5年生はメダカの誕生、6年生は植物の成長と水の関わりです。研究のキャッチフレーズは「なぜだろう、どうしてだろう、ああ、そうか、なるほどな」です。
- 子どもたちは楽しそうに会話をしながら実験を行っていました。「理科の授業を通して問題解決力を育成する」という学校の狙いも感じ取ることができました。先生方やNPO法人で活動されている宮下委員を中心とした科学研究振興協議会などが落合川や久留米川、その他の資源を実験に取り入れていて、素晴らしい研究発表会でした。
- 馬場教育委員 私も第五小学校の感想です。3年ぶりに開催された市内の研究発表会について、校長先生や準備された先生たちと、待ち時間や終わった時間に話をすることができました。とにかく準備するのがとても大変だったと、先生たちもおっしゃっていました。
- 校長先生曰く、「みんなで一丸となって一つのものに向かっている研究授業に対して、先生たち同士が戸惑いながら、理科が苦手な先生たちも指導してくれる先輩の先生方に頼りながらみんなでつくり上げることができた」と。
- 準備のために相当な時間が割かれたと思いますが、「やってよかった」と皆さんおっしゃっていました。それが印象的でした。先生がそのようにおっしゃる感じが授業にもよく出ていて、先生たちはみんな嬉々としてやっているようにお見受けしました。研究事業をまとめるに当たってみんなで相談し合ったり、意見を交わしたことは、今後の教育活動に十分生かされると思いました。
- 尾関教育委員 私は2月17日に、神宝小学校で行われた人権教育に関する研究発表会に出席しました。公開授業は道徳の時間で、子どもたちがハンセン病について発表し、子どもたちもきちんと質問するという授業で、先生たちの指導の効果が出ていると思いました。

最後に講師による講評や講演がありました。体育館には市内はもとより市外からもお出でになられた先生方がたくさんおられ、活発な研究発表大会だったと感じました。

○宮下教育委員 私も第五小学校と神宝小学校2校の授業を拝見しました。

一番感じたことは、「研究内容を参加者全体にどうやって分からせるかの工夫がそれぞれの学校にあった」ということです。それはここにある（みんなに見せながら）リーフレットです。これを見れば研究内容がよく分かります。こういったリーフレットに各校が内容をまとめてくれたことで、とても効果的に研究内容を周知できたと思っています。ということで、先ほど尾関委員もお話しされましたが、両校の研究発表会とも体育館が満席になるぐらいの盛況でした。

「還元研修」という文言がありますが、それがまさに実ってきた姿だと感じています。ぜひこれからはいろいろな研究会がある時には校長会と連携し、多くの先生方が参加できるような配慮が必要だと思っています。インプットしたことをもとにしながら、自分でアウトプットに持っていく、そんなチャンスになるのではないかと感じました。

ところで、研究発表会の内容ですが、それぞれにキーワードがありました。第五小学校は理科です。理科は校長先生がよくマークを出しました。「？」マークと「！」マークの二つです。「どうして、なぜだろうか」「あっ、そうか。なるほど」という意味の記号です。

JST（国立研究開発法人 科学技術振興機構）では「科学技術週間」を設けていて、ここが公募した中で、「初めはどうして、最後はなるほど」というキャッチフレーズが、総理大臣賞を取りました。この二つの文字で全てを表すことができるのではないかと思います。最初の「？」から「なるほど」に到達する。その間に自分の考え方をどうやって紐解（ひもと）いていくかということで、「紐解く」ことが、理科では観察実験の手だてによって行われています。「観察実験をやれば理科をやっている」ということではなく、自分が持った問題を自分が考えた観察実験で解決していく。子どもたちは、みんなそのような気持ちを持った上で授業を展開してきたと思います。大変素晴らしかったと思います。

神宝小学校では人権教育の全体計画が作られています。「学校」は全てにおいて、全体計画を作った上で進められていくものです。学校生活全体が人権教育の全体計画の中に入っているということがクローズアップされることは、各学校にも大いに参考になったと思っています。

最後に、とても素晴らしいらしいと思ったことがありました。指導室長が「この授業はこういう目的で、子どもたちはこのように動いていた。大変素晴らしい内容であった」という話に加え、「これをもう少しこういうふうに変えたらどうでしょうか」と、授業についての講評が行われたことです。指導室長がそのような指摘を行ったことで、この授業の何を換えればいいのかをはっきりと自覚してもらえたと思います。即時性のあるご指導であり、うれしく思ったところです。具体的にこの授業をこう変えなさいということですから、即時性がある。教師にとっては「何を視点に変えればいいのか」について一つの方向性が示されました。

こういうことは授業だけではなく、学校での様々な諸問題に対しても即時性をもってやるべきです。そうしないと次から次へと同じような問題が起こってきます。今後も即時性をもって、授業改善だけでなく、学校の様々な問題に対して、教育活動全てに対してご示唆していただければありがたいと思います。

昔からよくヒヤリ・ハットと言われています。ごく小さいことからきちんと適切に指導することによって、大きな問題になっていかないと思いますので、適切に即時性のあるご指導をしていただきたいと思います。

○片柳教育長 この他、委員からご発言はありませんか。

○馬場教育委員 研究発表会とは別なことですが、今回の研究発表会でも見られたように、学校ではタブレットを十分に活用していると感じました。研究発表会だけでなく、学校に行くと、子どもたちも先生たちも見違えるように使えるようになったと感心しています。それを進めてくれた事務局に本当に感謝しています。

それに関連してですが、保護者から、「持ち帰り用のタブレットのケースを購入したが持ち帰ってきていない」ということを幾つか聞いています。学校によって事情があると思いますが、インターネットリテラシーやセキュリティのポイント、いじめの問題などもあるかもしれませんので、現在の状況を伺います。

○小瀬指導室長 タブレットの持ち帰りについては、夏休み前から準備のできた学校から開始するようにと指示をしています。今年度は副校長研修会を中心に家庭学習の見直しを図っているところで、家庭学習でもタブレットが使えるといった事例を積み重ねていきたいという狙いがあります。併せて、ご家庭でも子どもたちがタブレットを活用する状況を見てもらうきっかけになると考えていました。

また、不登校のお子さんやコロナ禍の関係で長期間にわたって学校に来られないお子さんにとっても、家庭でタブレットを通して学校の授業に参加できるメリットがあります。そういった観点から家庭での持ち帰りを推奨してきましたが、本格的に多くの学校が準備をして取り組み始めたのは2学期以降で、しかも、学校によって若干、取り組みには差があるのが現状です。副校長会やICT教育推進委員会で情報交換をしていますが、なかなか進まない学校にはさらに現状を聞き取り、何が課題なのか、何が原因なのかも共有しながら、より一層効果的に進められるように指導していきたいと思えます。

あと、数日で今年度も終わるという時期ですが、今ここできちんとやっておくことが来年度以降の子どもたちの学びに大きくつながりますので、そういった点からも改めて学校に状況を確認し、指導していきたいと思えます。

○片柳教育長 以上で公開の会議を終わります。傍聴の皆様は退席願います。

(傍聴者 退席)

(公開の会議を閉じる)

(非公開の会議を開く)

※第3回定例会は非公開の会議後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和5年3月29日

教育長 片柳博文 (自書)

署名委員 宮下英雄 (自書)